

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）

The Indian Ocean Tuna Commission

1996年3月27日 発効

1996年6月26日 日本受託

事務局：セイシェル

1. 経緯

1993年11月25日、第105回FAO理事会において、FAOの下部機関としてその設立が採択され、1996年に発効した。また、2006年より、台湾の参加を可能にするため、FAOから分離するための条約改正について議論されている。

2. 目的

管轄区域（インド洋及び必要に応じ接続する諸海）における高度回遊性魚類（まぐろ、かつお、かじき類）の保存及び最適利用の促進

3. 設立協定

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定

(Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission: IOTC)

4. 加盟国等（27か国+EU）

日本、EU、韓国、中国、豪州、インド、セイシェル、インドネシア等

5. 主な保存管理措置

IOTCは、これまでメバチやキハダを含むカツオ・マグロ類に係る保存管理措置を実施。その主要なものについては以下のとおり。

① 漁獲能力規制

加盟国及び協力的非加盟国は、毎年の熱帯マグロ類（メバチ・キハダ）対象の実操業隻数を2006年水準、メカジキ・ビンナガ対象操業船については、2007年水準で制限。

② 禁漁区の設定

メバチ、キハダの産卵海域・稚魚保護などを目的として、インド洋北西海域の一部に、1ヶ月間（まき網：11月1日～12月1日、はえ縄：2月1日～3月1日）の禁漁期間の設定。

③ メバチ統計証明書制度

IOTCとして、情報収集が困難な非加盟国の漁獲実態及び漁獲データを収集し、非加盟国を含めた漁獲量の把握及びIUU漁業の防止を目的として、IOTC加盟国がメバチ輸出時に、漁船情報や輸出量など必要な情報を輸入国に伝える制度。